

だんじり会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月13日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市規則第48号

だんじり会館管理規則の一部を改正する規則

だんじり会館管理規則（平成16年伊賀市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第2条の見出し中「開館時間等」を「開館時間及び休館日」に改め、同条第1項中「条例」を「条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例」に、「よる承認の申請は、だんじり会館開館時間等変更承認申請書」を「より会館の開館時間又は休館日を変更しようとするときは、だんじり会館開館時間等変更申請書」に、「しなければ」を「市長に申請しなければ」に改め、同条第2項中「指定管理者が」の次に「災害等」を加え、「様式第1号に準じた方法」を「文書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の規定による申請を承認するときは、だんじり会館開館時間等変更承認通知書（様式第2号）により指定管理者に通知するものとする。

第3条から第5条までを次のように改める。

（利用料金の承認）

第3条 条例第5条第3項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、だんじり会館利用料金承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。承認された利用料金を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、だんじり会館利用料金承認通知書（様式第4号）により指定管理者に通知するものとする。

（利用料金の減免）

第4条 指定管理者は、条例第6条の規定により利用料金を減免しようとするときは、だんじり会館利用料金減免申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、承認の可否についてだ

んじり会館利用料金減免承認（不承認）通知書（様式第6号）により指定管理者に通知するものとする。

（利用料金の還付）

第5条 条例第7条の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その還付する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 管理上の都合等指定管理者の責めに帰する理由により参観又は使用ができなくなった場合 全額
- (2) 災害その他参観する者又は条例第8条の規定により会館の使用の許可を得た者の責めに帰することができない理由により参観又は使用ができなくなった場合 全額
- (3) 第5条第3項の規定により会館の使用に係る利用料金に変更された場合において、当該変更後の使用に係る既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超える場合 当該超える額

第6条を削り、第7条を第6条とする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

様式第4号の次に次の2様式を加える。

【様式第5号】

【様式第6号】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市農村ふれあいセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年9月13日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第49号

伊賀市農村ふれあいセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則

伊賀市農村ふれあいセンターの管理運営に関する規則（平成16年伊賀市規則第162号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年9月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第50号

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例(令和5年伊賀市条例第31号)の施行期日は、
令和5年11月6日とする。

伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第51号

伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則
伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則（令和2年伊賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（地域別最低賃金に係る給与額の特例）

第8条 前4条の規定により決定した級及び号給に係る給料月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「比較時間額」という。）が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第10条第1項の規定により決定された三重県の地域別最低賃金（以下この条において「最低賃金」という。）の額に満たないときは、当該決定した級において比較時間額が最低賃金の額以上となる号給のうち最も下位の号給に係る給料月額を当該決定した級及び号給に係る給料月額とみなすことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第52号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（地域別最低賃金に係る報酬額の特例）

第4条の2 前2条の規定により決定した基準月額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「比較時間額」という。）が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第10条第1項の規定により決定された三重県の地域別最低賃金（以下この条において「最低賃金」という。）の額に満たないときは、当該基準月額の決定の基礎とした給料月額に係る級において比較時間額が最低賃金の額以上となる号給のうち最も下位の号給に係る給料月額を第3条第1項の給料月額（第4条の規定の適用があるときは、その適用後の給料月額）とみなして、基準月額を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第53号

伊賀市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市火災予防条例施行規則（平成16年伊賀市規則第211号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定による」を「に規定する」に改め、「様式第1号」の次に「によるもの」を加える。

第3条第1項中「法第21条第1項」を「消防長は、法第21条第1項」に、「消防長が消防水利の指定をし」を「同項に規定する水利を消防水利に指定し」に、「指定依頼をし」を「依頼するものとし」に、「様式第2号の2によりその所有者等の承諾を得て指定する」を「同項の承諾は、様式第2号の2により得る」に改め、同条第2項中「前項の規定による」を「法第21条第1項の規定により」に、「法第21条第2項の規定に基づく」を「同条第2項の規定により」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法第21条第3項の規定による届出は、水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする日の5日前までに、様式第2号の3により消防長に対して行わなければならない。

4 消防長は、法第21条第1項の規定による指定をした消防水利の付近に公設消防水利を設置した場合その他当該指定の必要がなくなったときは、当該指定を解除することができる。

第3条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 消防長は、前項の規定により法第21条第1項の規定による指定を解除したときは、様式第2号の4により当該指定に係る消防水利の所有者等に当該指定の解除について通知し、及び当該消防水利に係る第2項に規定する標識を撤去するものとする。

第3条の2中「より、消防長が指定催しとして指定した場合の主催者への」を「よる」に改める。

第4条中「伊賀市役所前掲示場」を「市役所前の掲示場」に改める。

第5条中「(省令第4条の2の8第1項第1号において準用する場合を含む。)」を削り、同条第4号中「法第9条の4の規定に基づき、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める」を「法第9条の4第1項に規定する」に改める。

第6条中「第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項」を「第11条第1項第5号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第1号及び第2号中「する」の次に「こと」を加える。

第7条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「禁止する」の次に「旨の」を加え、同項第1号及び第2号中「する」の次に「こと」を加え、同条第2項中「の規定による操作」を「に規定する水素ガスの充填又は放出」に、「のものによること」を「によるものとする」に改める。

第7条の3第1項中「の規定に基づき、消防長」を「に規定する消防長」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(前号ア又はイに掲げる場所を除く。)の公衆の出入する部分

イ キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入する部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの

ウ 車両の停車場(旅客の乗車又は待合いの用に供する建築物に限る。)

第7条の3第2項を削る。

第8条第1項中「の規定により、消防長が指定した場所の」を「に規定する」に改め、同項第1号中「標識」の次に「の大きさ」を、「する」の次に「こと」を加え、同項第2号中「する」の次に「こと」を加え、同条第2項中「第23条第4項の規定による喫煙所」を「第23条第3項第2号に規定する「喫煙所」」に改め、「表示」の次に「の標識」を加え、同項第1号中「標識」の次に「の大きさ」を、「する」の次に「こと」を加え、同項第2号中「する」の次に「こと」を加え、同条第3項を削る。

第9条中「第31条の2第1号、第33条第2項、第34条第5号の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取り扱う旨を表示した」を「第31条の2第2項第1号(第33条

第3項において準用する場合を含む。)又は第34条第2項第1号の規定により設ける」に、「並びに危険物等の類、品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した」を「及び」に改め、同条第1号中「する」の次に「こと」を加え、同条第2号中「とする」の次に「こと」を加え、「第55号。」を「第55号」に改め、同条第3号中「したがい」を「従い」に改め、「少量危険物貯蔵取扱所」の次に「又は」を、「する」の次に「こと」を加える。

第10条中「及び第42条の規定による定員満員の表示板又は掲示札」を「(第42条において準用する場合を含む。)に規定する定員を記載した表示板(第1号において「定員表示板」という。)及び満員札」に改め、同条第1号及び第2号中「する」の次に「こと」を加える。

第11条中「条例」を「消防長は、条例」に改め、「、消防長が」及び「の通知」を削り、「しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第11条の2第1項中「よる計画」の次に「の作成」を加え、「消防長に2部提出しなければならない」を「同条第2項の規定による提出は、2部とする」に改め、同条第2項中「前項の規定による計画提出書」を「消防長は、計画提出書」に改め、「消防長が」を削り、「計画提出書の」を「当該計画提出書の」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項中「ものとする」を削り、同条を第11条の4とし、第11条の次に次の2条を加える。

(火災予防上支障がないことの認定の申請)

第11条の2 喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みをしようとする者は、条例第23条第1項ただし書に規定する火災予防上支障がないことの認定を受けようとするときは、当該行為を行う日の5日前までに、様式第9号による申請書2通に関係図面を添えて、消防長に申請しなければならない。

(一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合の届出)

第11条の3 条例第42条に規定する場合には、様式第12号により届け出なければならない。この場合において、消防長は、火災予防上又は消防活動上必要な指示をすることができる。

2 前項の規定による届出は、やむを得ない事情があるときは、口頭によりすることができる。

3 消防長は、前項の規定により口頭による届出があったときは、届出の事項を記録しなければならない。

第12条第1項中「使用開始届出書の様式」を「使用開始の旨の届出」に改め、「様式第4号」の次に「(以下「防火対象物使用開始届出書」という。)によるものとし、2部提出するもの」を加え、同条第2項中「前項の規定による届出書」を「消防長は、防火対象物使用開始届出書」に改め、「消防長が」を削り、「場合において、届出」を「ときは、当該防火対象物使用開始届出書に記載」に、「届出書の」を「当該防火対象物使用開始届出書の」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加える。

第13条第1項中「届出書の様式」を「届出」に、「とおり」を「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとし、2部提出するもの」に改め、同項第1号中「第1号」を「条例第44条第1号」に、「の規定による」を「までの各号に掲げる」に改め、「設備」の次に「の設置」を加え、同項第2号中「第9号」を「条例第44条第9号」に、「の規定による」を「までの各号に掲げる」に改め、「設備」の次に「の設置」を加え、同項第3号中「第13号の規定による」を「条例第44条第13号に掲げる」に改め、「設備」の次に「の設置」を加え、同項第4号中「第14号の規定による」を「条例第44条第14号に掲げる」に改め、「設備」の次に「の設置」を加え、同条第2項中「前各号」を「消防長は、条例第44条」に、「届出書を」を「届出を」に、「消防長は」を「場合において」に、「届出書の」を「当該届出書の」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項を削る。

第14条第1項中「届出書の様式」を「届出」に、「とおり」を「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合においては、口頭により届出をすることができる。

第14条第1項第1号中「第1号の規定による」を「条例第45条第1号に掲げる」に改め、同項第2号中「第2号の規定による」を「条例第45条第2号に掲げる」に、「仕掛等」を「又は仕掛け」に改め、同項第3号中「第3号の規定による催物等」を「条例第45条第3号に掲げる催物の開催」に改め、同項第4号中「第4号の規定による」を「条例第45条第4号に掲げる」に、「断・減水」を「断水又は減水」に改め、同項第5号中「第5号の規定による」を「条例第45条第5号に掲げる」に改め、同項第6号中「第6号の規定による」を「条例第45条第6号に掲げる」に改め、「限る。）」の次に「の届出」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 消防長は、前項ただし書の規定による口頭による届出があったときは、届出の事項を

記録しなければならない。

3 条例第45条の規定による届出があったときは、消防長は、火災予防上又は消防活動上必要な指示をすることができる。

第14条の2中「の規定により、消防長が指定する洞道等」を「に規定する指定洞道等」に改める。

第14条の3第1項中「条例第45条の2」を「条例第45条の2第1項又は第2項」に、「指定洞道等の届出書の様式」を「届出」に改め、「様式第14号の2」の次に「(以下「指定洞道等届出書」という。)によるものとし、2部提出するもの」を加え、同条第2項中「前項の規定による届出書」を「消防長は、指定洞道等届出書」に改め、「消防長が」を削り、「届出書の」を「当該指定洞道等届出書の」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加える。

第14条の4第1項中「届出書の様式」を「届出」に改め、「様式第14号の3」の次に「(以下「核燃料物質等の貯蔵・取扱届出書」という。)によるものとし、2部提出するもの」を加え、同条第2項中「前項の規定による届出書」を「消防長は、核燃料物質等の貯蔵・取扱届出書」に改め、「消防長が」を削り、「届出書の」を「当該核燃料物質等の貯蔵・取扱届出書の」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加える。

第15条第1項中「届出書の様式」を「届出」に改め、「様式第15号」の次に「(以下「少量危険物貯蔵取扱い(廃止)届出書」という。)によるものとし、2部提出するもの」を加え、同条第2項中「前項の規定による届出書」を「消防長は、少量危険物貯蔵取扱い(廃止)届出書」に、「あったとき」を「あった場合」に改め、「、消防長は」を削り、「、届出書」を「、当該少量危険物貯蔵取扱い(廃止)届出書」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項中「廃止の」及び「をするとき」を削り、「届出書(様式第15号)に副本を添えて、提出し」を「少量危険物貯蔵取扱い(廃止)届出書によるものとし、副本を添え」に改める。

第15条の2の見出し中「申請」を「申出」に改め、同条中「第47条第1項の規定による申請書及び」を「に規定する水張検査又は水圧検査の申出は、様式第15号の2によるものとし、当該検査に係る」に改め、「検査済証」の次に「(次条において「検査済証」という。)」を加え、「次」を「様式第15号の3及び様式第15号の3の2」に改め、同条各号を削る。

第15条の3の見出し中「タンク検査済証」を「検査済証」に改め、同条第1項中「条例

第47条第1項の規定により、「タンク検査済証」を「検査済証」に、「タンク検査済証を」を「当該検査済証を」に改め、「タンク検査済証再交付申請書（）」を削り、「」を消防長に提出し、その」を「によりその」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「タンク検査済証」を「検査済証」に改める。

第16条中「第12条第3項」を「第11条の3第3項及び第14条第2項」に改め、「届出を」を削り、「の口頭受理簿」を「による受理簿」に改める。

第17条中「第11条の2第2項」を「第11条の4第2項」に、「の規定による」を「に規定する」に改める。

第18条第1項中「第10条の規定による使用開始届出」を「第12条第1項に規定する届出」に、「様式第18号の」を「様式第18号による」に改め、同条第2項中「第12条の3の規定による指定洞道等の」を「第14条の3第1項に規定する」に、「様式第18号の2の」を「様式第18号の2による」に改める。

第19条各号を次のように改める。

- (1) 炉・かまど・ボイラー等の届出台帳（様式第19号）
- (2) 発電設備等の届出台帳（様式第19号の2）
- (3) ネオン管灯設備届出台帳（様式第19号の3）
- (4) 指定数量未満の危険物取扱等の届出台帳（様式第20号）

第20条第1項中「ならないもの」の次に「(次項において「公表対象防火対象物」という。）」を加え、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第2項中「前項の防火対象物」を「公表対象防火対象物」に改める。

第21条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「第48条第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第2項第3号中「その他消防長」を「前2号に掲げるもののほか、消防長」に改める。

様式第7号中「ネオン管燈設備設置届出書」を「ネオン管灯設備設置届出書」に改める。

様式第9号中「第13条関係」を「第11条の2関係」に改める。

様式第12号中「第14条関係」を「第11条の3関係」に改める。

様式第15号の3を次のように改める。

【様式第15号の3】

様式第15号の3の次に次の1様式を加える。

【様式第15号の3の2】

様式第 19 号の 3 中「ネオン管燈設備届出台帳」を「ネオン管灯設備届出台帳」に改める。

様式第 22 号中「第 11 条の 2 関係」を「第 11 条の 4 関係」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。